

再申入書 及び 照会書 3

令和6年11月1日

〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目4番地

大通コニサービル5階

株式会社ハイチエイジェント殿代理人

弁護士 齋藤 健太郎様

弁護士 阪井 信也様

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろウビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三四彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

貴社から令和6年6月28日付け報告書（以下「貴社報告書」といいます。）をいただきまして、ありがとうございます。貴社報告書を踏まえて、下記のとおり、再申入れ及びご照会を申し上げます。

記

第1 「チェリーハイツ26」及び「ローヤルハイツ26」について

- 1 貴社報告書では、上記2物件に関して、振込先口座の連絡がない世帯について、連絡があり次第、直ちに返金対応をされるとのことでした。その後の返金対応の状況をご教示ください。また、上記2物件に関して、2024年1月以降の町内会費の納入についても状況をご教示ください。

2 貴社報告書添付の資料1及び資料2に記載された個々の金額を拝見しますと、世帯によって金額に差異が見られます。ただ、貴社の令和5年12月8日付けご回答書では、少なくとも「チェリーハイツ26」については、少なくとも平成29年5月以降、町内会費を納入していなかったとされていますので、返金総額は、平成29年5月以降、令和6年1月までに貴社が町内会費として受領された金額と一致するはずのように思われます。貴社では「返金対象世帯」をどのように特定されたのか、ご教示ください。

## 第2 「第一山本ハイツ」及び「第三山本ハイツ」について

- 1 貴社報告書では、上記2物件に関して、振込先口座の連絡がない世帯について、連絡があり次第、直ちに返金対応をされるとのことですが、その後の返金対応の状況をご教示ください。
- 2 貴社報告書添付の資料3から資料5に記載された個々の金額を拝見しますと、世帯によって、類似の金額もごさいますが、やはり金額に差異が見られます。ただ、貴社報告書では、令和元年5月から令和3年12月までの期間の町内会費に関する返金総額は、上記期間において貴社が町内会費として受領された金額と一致するはずのように思われます。貴社では「返金対象世帯」をどのように特定されたのか、ご教示ください。

## 第3 消費者からの情報提供について

- 1 貴社は、貴社報告書において、①「チェリーハイツ26」、②「ローヤルハイツ26」、③「第一山本ハイツ」及び④「第三山本ハイツ」の各入居者について対応されている旨の記載がされています。

ただ、貴社報告書をいただいた後にも、当法人には、消費者から、上記①②③④の物件以外の貴社が所有されている物件について、町内会費を入居者から徴収しながらも町内会への支払がなされなかったとの情報提供が寄せられ

ています。情報提供者の特定を防止するため、物件名を記載いたしません。

- 2 令和6年5月24日付け再申入書及び照会書2においても申し入れましたが、貴社におかれましては、上記①②③④以外の物件に関しても、対象消費者に対して返金手続き、町内会費の納入等が行われ、対象消費者の被害回復がなされますよう、再度申入れをいたします。

貴社において返金手続き及び町内会費の納入等、支払を行われた場合、それらのことが分かる資料や経緯についてご教示くださいますよう、お願い申し上げます。その際には返金の総額や対象者の人数といった内訳が分かるものもご教示くださいますよう、お願い申し上げます。

#### 第4 終わりに

以上の申入れ及び照会につきまして、令和6年12月5日までに、書面にて、当法人事務所までご送付ください。貴社からのご回答の有無及びご回答・ご報告いただいた場合のそれらの内容は、当法人の活動目的のためにホームページ等にて公表させていただきますので、あらかじめ申し添えます。

以上